

2016年度成蹊大学法科大学院入学試験 刑事訴訟法

【問題1】（配点：30点）

ある放火事件の公判において、消防士が作成した実況見分調書を検察官から証拠調べ請求したところ、弁護人が不同意との意見を述べた。

この実況見分調書は、どのような要件をみたすと証拠として認められるか。

- ※ 「伝聞証拠」、「伝聞法則」、「伝聞の例外」という用語は必ず使うこと。
- ※ 関連条文を必ず明記すること（刑事訴訟法は「法」、刑事訴訟規則は「規則」と略記して差し支えない。）。

【問題2】（配点：20点）

次の各用語を7行以内で説明しなさい。

- (1) 令状主義
- (2) 起訴状一本主義

- ※ 関連条文を必ず明記すること（刑事訴訟法は「法」、刑事訴訟規則は「規則」と略記して差し支えない。）。